

府中市景観条例施行規則

平成19年12月28日

規則第61号

府中市都市景観条例施行規則（平成10年9月府中市規則第43号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）、景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）及び府中市景観条例（平成19年12月府中市条例第23号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、法、省令及び条例の例による。

（公聴会の開催方法等）

第3条 市長は、条例第7条第3項の規定により公聴会を開催しようとするときは、開催日の2週間前までに、次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 公述の申出をすることができる期間

（公述の申出）

第4条 公聴会に出席して意見を陳述しようとする者は、前条第3号に定める期間内に、氏名、住所及び意見の要旨を記載した書面により、市長にその旨を申し出なければならない。

（公述人の選定等）

第5条 市長は、前条の規定により公述の申出を行った者のうちから、公聴会において意見を述べることができる者（以下「公述人」という。）を選定するものとする。この場合において、市長は、公聴会の運営を円滑に行うため必

要があると認めるときは、公述人が意見を述べる時間（以下「公述時間」という。）をあらかじめ定めることができる。

2 市長は、前項の規定により公述人を選定し、又は公述時間を定めるに当たっては、公平かつ適正に行わなければならない。

3 市長は、第1項の規定により公述人を選定し、又は公述時間を定めたときは、あらかじめその旨を当該公述人に通知するものとする。

（公述人の陳述等）

第6条 公述人は、公聴会において景観計画に記載された内容の範囲を超え、又は良好な景観の形成の確保を図るために必要な範囲を超えて発言してはならない。

（公聴会の運営等）

第7条 公聴会の議長は、市職員のうちから市長が指名する。

2 公聴会は、議長が主宰する。

3 議長は、公述人が前条の規定に違反して発言をしたとき、又は公述人に不穏当な行為があったときは、その発言を禁止し、又は退場させることができる。

4 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限し、又はその秩序を乱し、若しくは不穏当な言動をした者を退場させる等適当な措置を講ずることができる。

（公聴会の記録）

第8条 市長は、公聴会の記録を作成し、閲覧に供するものとする。

（景観計画の変更に係る軽微な変更）

第9条 条例第7条第4項及び第8条第4項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 法第8条第2項各号（第4号及び第6号を除く。）に規定する事項の変更

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項の変更

（行為の届出等）

第10条 条例第9条第1項の規定による届出は、景観計画区域内における行為の届出書（第1号様式）により行うものとする。

2 前項の届出は、別表第1の行為の種類及び手続の欄の区分に応じ、同表の届出日の欄に定める日（2以上の手続を行う場合は、最初に到来する届出日）までに行うものとする。

3 第1項に規定する届出書には、省令第1条第2項に規定する図書のほか、景観計画において定める法第8条第4項第2号に規定する制限に対する措置状況を記載した書類を添付しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、条例第9条第2項に規定する行為の届出にあつては、第1項に規定する届出書に次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、行為の規模が大きいため、次に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、市長が適当と認める縮尺の図面をもって、これらの図面に代えることができる。

(1) 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で、縮尺が2, 500分の1以上のもの

(2) 当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真

(3) 設計図、造成計画図又は施行方法を明らかにする図面で、縮尺が100分の1以上のもの

5 省令第1条第2項第1号ニに規定する彩色が施された2面以上の立面図は、日本工業規格Z 8 7 2 1に定める色相、明度及び彩度の三属性の値を表示したものとする。

6 市長は、第1項の届出をした者に対し、第3項及び第4項に規定する図書のほか、参考となるべき事項を記載した図書の添付を求めることができる。

（適用除外）

第11条 条例第9条第3項第4号の規則で定める工作物は、次に掲げる工作物とする。

(1) 煙突、鉄柱、装飾塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの

- (2) 昇降機、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの
- (3) 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫（建築物であるものを除く。）
その他これらに類するもの
- (4) 墓園その他これに類するもの

2 条例第9条第3項第4号の規則で定める規模は、別表第2の行為の種類並びに景観計画の区域内において定められた地区及び地域の欄の区分に応じ、同表の届出を要しない行為の規模の欄に定めるとおりとする。

（届出の要件）

第12条 法第16条第1項の規定による届出に係る行為を行う土地の区域が、景観計画の区域内において定められた地区及び地域の2以上にわたる場合においては、当該届出に係る行為を行う区域に含まれる土地の面積が最大である地区及び地域に当該届出行為を行う区域があるものとみなす。

（変更届出書）

第13条 法第16条第2項の規定による届出は、景観計画区域内における行為の変更届出書（第2号様式）により行うものとする。

（勧告）

第14条 法第16条第3項の規定による勧告は、勧告書（第3号様式）により行うものとする。

（国の機関等が行う行為の通知等）

第15条 条例第9条の2第1項及び第2項の規定による通知は、景観計画区域内における行為の通知書（変更通知書）（第4号様式）により行うものとする。

2 第10条第2項から第6項までの規定は、前項の通知について準用する。

（行為中止届）

第15条の2 行為の届出をした者又は条例第9条の2第1項の規定に基づき通知をした国の機関等は、当該届出又は通知に係る行為を中止したときは、速やかに景観計画区域内における行為の中止届（第4号様式の2）により市

長に届け出なければならない。

(行為完了届)

第15条の3 条例第9条の3第1項の規定による届出は、景観計画区域内における行為の完了届（第4号様式の3）により行うものとする。

(変更命令等)

第16条 法第17条第1項の規定による命令は、変更命令書（第5号様式）により行うものとする。

2 法第17条第5項の規定による命令は、原状回復等命令書（第6号様式）により行うものとする。

(期間の延長)

第17条 法第17条第4項後段の規定による通知は、期間延長通知書（第7号様式）により行うものとする。

(計画の認定申請等)

第17条の2 条例第13条の3第1項の規定による申請は、地区計画の区域内における建築物等の計画の認定（変更認定）申請書（第7号様式の2）の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書及び建築等（建設等）計画概要書（第7号様式の3）を添付して行うものとする。ただし、建築物の建築等又は工作物の建設等の規模が大きい場合、次に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できない場合には、当該建築物の建築等又は当該工作物の建設等の規模に応じて、市長が適切と認める縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

- (1) 建築物等の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面（道路及び目標となる地物並びに隣接する土地における建築物等の位置を明示したものに限る。）で縮尺2,500分の1以上のもの
- (2) 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真

(3) 当該敷地内における建築物等の位置を表示する図面（申請に係る建築物等と他の建築物等との別、土地の高低及び敷地の接する道路の位置を明示したものに限る。）で縮尺１００分の１以上のもの

(4) 建築物等の彩色が施された２面以上の立面図（日本工業規格Ｚ 8 7 2 1 に定める色相、明度及び彩度の三属性の値を表示したもの）で縮尺５０分の１以上のもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項を記載した図書

２ 前項の規定にかかわらず、市長は、前項各号に掲げる図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

３ 条例第１３条の３第２項の認定証は、地区計画の区域内における建築物等の計画の認定証（変更認定証）（第７号様式の４）とし、当該認定証の交付は、当該認定証に第１項の副本及び同項各号に掲げる図書を添付して行うものとする。

４ 条例第１３条の３第３項の規定による適合しないものと認めたときの通知は、地区計画の区域内における建築物等の計画の不適合通知書（第７号様式の５）に第１項の副本及び同項各号に掲げる図書を添付して行うものとする。

５ 条例第１３条の３第３項の規定による適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときの通知は、地区計画の区域内における建築物等の計画の不決定通知書（第７号様式の６）により行うものとする。

６ 条例第１３条の３第５項の規定による届出は、記載事項変更届（第７号様式の７）により行うものとする。

（身分証明書）

第１７条の３ 条例第１３条の４第５項及び第１３条の１０第２項の身分を示す証明書は、身分証明書（第７号様式の８）とする。

（国の機関等の通知等）

第１７条の４ 条例第１３条の６第２項に規定する通知は、地区計画の区域内における建築物等の計画の通知書（変更通知書）（第７号様式の９）の正本及び

副本に、それぞれ、第17条の2第1項各号に掲げる図書及び建築等（建設等）計画概要書を添付して行うものとする。

2 条例第13条の6第6項の規定による通知は、記載事項変更通知書（第7号様式の10）により行うものとする。

3 第17条の2第2項から第5項までの規定は、第1項の通知に係る認定、不適合通知及び不決定通知について準用する。この場合において、同条第3項中「条例第13条の3第2項」とあるのは「条例第13条の6第3項」と、同条第4項及び第5項中「条例第13条の3第3項」とあるのは「条例第13条の6第3項」と読み替えるものとする。

（計画の認定申請等の取下げ）

第17条の5 条例第13条の3第1項の規定による申請をした者又は条例第13条の6第2項の規定による通知をした国の機関等は、市長が当該申請又は通知に係る認定をする前に当該申請又は通知を取り下げようとするときは、速やかに地区計画の区域内における建築物等の計画の認定申請（通知）取下げ届（第7号様式の11）により市長に届け出なければならない。

（工事の取りやめ）

第17条の6 条例第13条の3第2項の規定により認定証の交付を受けた者又は条例第13条の6第3項の規定により認定証の交付を受けた国の機関等は、当該認定に係る工事を取りやめようとするときは、速やかに地区計画の区域内における建築物等の工事の取りやめ届（第7号様式の12）により市長に届け出なければならない。

（工事の完了）

第17条の7 条例第13条の7第1項の規定による工事が完了したときの届出は、地区計画の区域内における建築物等の工事の完了届（第7号様式の13）により行うものとする。

（工事現場における認定の表示）

第17条の8 条例第13条の8第1項の表示は、地区計画の区域内における建築物等の計画の認定済表示板（第7号様式の14）により行うものとする。

（書類の閲覧）

第17条の9 市長は、建築等（建設等）計画概要書の閲覧の請求があった場合には、これを閲覧させなければならない。

2 前項に規定する書類は、条例第13条の3第1項の認定その他条例第3章の2の規定並びに当該規定に基づく処分に係る建築物等若しくは建築物等の敷地の所有者、管理者若しくは占有者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないものとする。

3 市長は、第1項に規定する書類を当該建築物等が滅失し、又は除去されるまで、閲覧に供さなければならない。

（閲覧場所等）

第17条の10 前条の規定及び法第80条の規定により市長が閲覧させる書類（以下「概要書等」という。）の閲覧場所は、府中市都市整備部計画課（以下「閲覧所」という。）とする。

2 概要書等の閲覧日は、府中市の休日に関する条例（平成元年3月府中市条例第11号）第1条第1項各号に掲げる日以外の日とし、閲覧時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

3 市長は、概要書等の整理その他の理由により必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、臨時に閲覧できない日を定め、又は閲覧時間を延長し、若しくは短縮することができる。

4 市長は、前項の規定により臨時に閲覧できない日を定め、又は閲覧時間を延長し、若しくは短縮するときは、その旨を閲覧所に掲示する。

（閲覧の手続等）

第17条の11 概要書等の閲覧をしようとする者は、概要書等の閲覧申込票（第7号様式の15）により市長に申し込むものとする。

2 概要書等は、閲覧所以外の場所で閲覧することができない。

(閲覧の禁止)

第17条の12 市長は、次のいずれかに該当する者に対し、閲覧を禁止することができる。

- (1) この規則又は係員の指示に従わない者
- (2) 概要書等を汚損し、若しくはき損した者又はそのおそれがあると認められる者
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者
- (4) 建築物等を特定しない者

(景観協定の締結)

第18条 条例第14条第1項の規定により景観協定を締結しようとする者は、法第81条第2項に規定する事項に加え、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 景観協定の名称
- (2) 景観協定の目的
- (3) 景観協定を締結した者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- (4) 景観協定を締結した者の代表者（以下「代表者」という。）の氏名
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 条例第14条第2項の規定による景観協定の認可の申請は、景観協定認可申請書（第8号様式）に、次に掲げる図書を添付して行うものとする。

- (1) 法第81条第2項及び前項各号に掲げる事項を記載した協定書
- (2) 景観協定区域を表示する図面
- (3) 当該認可の申請人が代表者であることを証する書類
- (4) 景観協定を締結した者の住所、氏名及び景観協定に関する合意を示す書類、印鑑登録証明書並びに登記事項証明書（登録又は登記がない場合は、本人又は権利者であることを称する書面）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書
(協定の認可等)

第19条 市長は、条例第14条第2項の規定により景観協定を認可したときは景観協定認可通知書（第9号様式）により、景観協定を認可しないときはその旨を記載した文書により、代表者に通知するものとする。

2 法第83条第3項の規定により公告する事項は、都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令（平成16年農林水産省令・国土交通省令第4号）第12条の規定により準用する同省令第10条に掲げる事項及び認可年月日とする。

3 条例第14条第3項の規定による景観協定において定めた事項の変更又は廃止の認可の申請は、景観協定変更（廃止）認可申請書（第10号様式）に、市長が必要と認める図書を添付して行うものとする。

4 市長は、条例第14条第3項の規定による景観協定において定めた事項の変更又は廃止の認可をしたときは、景観協定変更（廃止）認可通知書（第11号様式）により、代表者に通知するものとする。

5 第2項の規定は、法第84条第2項及び第88条第2項の規定による認可の公告について、準用する。

（景観協定の認可の公告のあった後に景観協定に加わる手続）

第19条の2 法第87条第2項の書面は、景観協定加入届（第11号様式の2）とし、次に掲げる図書を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 景観協定区域隣接地を表示する図面
- (2) 届出をする者が景観協定に加わる者の代表者であることを証する書類
- (3) 景観協定区域隣接地内の土地の所有者等の全員の住所、氏名及び景観協定に加わる旨の意思を表示を示す書類
- (4) 印鑑登録証明書
- (5) 登記事項証明書
- (6) 仮換地証明書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書
（景観構想の届出等）

第20条 条例第15条第3項の規定による景観構想の届出は、景観構想届出書（第12号様式）に、次に掲げる図書を添付して行うものとする。

- (1) 開発事業を行おうとする区域の案内図
- (2) 施設の配置に係る計画図
- (3) 景観形成の内容を示す図書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

2 条例第15条第4項の規則で定める時期は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 府中市地域まちづくり条例（平成15年9月府中市条例第18号）第15条に規定する大規模土地取引行為（以下「大規模土地取引行為」という。）を経て条例第15条第1項第1号に該当する大規模開発事業（墓地の設置を除く。次号において同じ。）を行う場合 当該大規模土地取引行為により土地に関する権利を移転する日の3月前までであって、かつ、当該大規模開発事業に係る事業計画の変更が可能な時期
- (2) 大規模土地取引行為を経ないで条例第15条第1項第1号に該当する大規模開発事業を行う場合 当該大規模開発事業に係る事業計画の変更が可能な時期
- (3) 大規模土地取引行為を経ないで条例第15条第1項第2号及び第3号に該当する大規模開発事業を行う場合
 - ア 当該大規模開発事業に係る土地に関する権利の移転又は設定（対価を得て行われる移転又は設定に限る。）を行う契約（予約を含む。）を伴うとき。
当該契約を締結する日の3月前までであって、かつ、当該大規模開発事業に係る事業計画の変更が可能な時期
 - イ 当該大規模事業に係る土地に関する権利の移転又は設定（対価を得て行われる移転又は設定に限る。）を行う契約（予約を含む。）を伴わないとき。
当該大規模開発事業に係る事業計画の変更が可能な時期
- (4) 条例第15条第1項第1号に該当する大規模開発事業のうち、墓地の設置

を行う場合 府中市墓地等の経営の許可に関する条例（平成24年3月府中市条例第7号）5条の規定による標識の設置を行う日の3月前までであって、かつ、当該大規模開発事業に係る事業計画の変更が可能な時期

- 3 条例第17条の規定による届出は、景観構想変更届（第13号様式）に、変更内容を示した図面を添付して行うものとする。

（雑則）

第21条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第3条から第17条までの規定（第9条の規定を除く。）は、平成20年1月1日から施行する。

（府中市地域まちづくり条例施行規則の一部改正）

- 2 府中市地域まちづくり条例施行規則（平成15年12月府中市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第4号様式（A）及び（B）中「都市景観」を「景観」に改める。

付 則（平成20年3月31日規則第22号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成20年11月10日規則第41号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の府中市景観条例施行規則の規定は、平成20年4月1日から適用する。

付 則（平成22年3月16日規則第7号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の府中市景観条例施行規則に規定する第1号様式から第7号様式まで及び第9号様式から第12号様式ま

でによる用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成２３年３月３０日規則第１９号）

この規則は、平成２４年４月１日から施行する。

付 則（平成２６年１２月２６日規則第５１号）

この規則は、平成２７年１月１日から施行する。

付 則（令和４年３月３１日規則第３７号）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

（施行期日）

１ この規則は、令和４年９月１日から施行する。

（経過措置）

２ この規則による改正後の別表第２の規定は、令和４年１０月１日以後に行われる同表に掲げる行為について適用し、同日前に行われる行為については、なお従前の例による。

付 則（令和５年１２月１４日規則第６３号）

この規則は、令和５年１２月１４日から施行する。

付 則（令和７年５月２７日規則第２９号）

この規則は、令和７年６月１日から施行する。

別表第1（第10条・第15条）

行為の種類	手続	届出日
法第16条第1項第1号の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による建築確認申請	申請の日の30日前の日
	建築基準法第18条第2項の規定による計画通知	通知の日の30日前の日
	建築基準法第43条第1項ただし書その他の規定による特定行政庁の許可の申請	申請の日の30日前の日
	建築基準法第44条第1項第3号その他の規定による特定行政庁の認定の申請	申請の日の30日前の日
	建築基準法第58条の規定による都市計画で定めた基準の許可の申請	申請の日の30日前の日
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第17条第1項の計画の認定の申請	申請の日の30日前の日
	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第116条第1項の規定による許可の申請	申請の日の30日前の日
	環境影響評価法(平成9年法律第81号)第15条の規定による準備書等の送付	送付の日
	東京都環境影響評価条例(昭和55年東京都条例第96号)第48条の規定による評価書案等の提出	提出の日
法第16条第1項第2号の工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第6条第1項の規定による工作物確認申請	申請の日の30日前の日
	都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条その他の規定による開発行為の許可の申請(都市計画法第4条第11項の特定工作物に係るものに限る。)	申請の日の30日前の日
	行為の着手	着手する日の30日前の日
法第16条第1項第3号の都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	都市計画法第29条その他の規定による開発行為の許可の申請	申請の日の30日前の日
条例第9条第2項第1号の土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	鉱業法(昭和25年法律第289号)第63条第2項の規定による施業案の認可の申請	申請の日
	採石法(昭和25年法律第291号)第33条の規定による採取計画の認可の申請	申請の日
	森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項の規定による開発行為の許可の申請	申請の日
	森林法第34条第2項の規定による保安林内の立木の伐採等の許可の申請	申請の日

	宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第12条第1項の規定による宅地造成等に関する工事の許可の申請	申請の日
	宅地造成及び特定盛土等規制法第15条第1項の宅地造成等に関する工事の協議	協議の日
	河川法(昭和39年法律第167号)第24条の規定による河川区域内の土地の占用の許可の申請	申請の日
	河川法第26条第1項の規定による河川区域内の土地等における工作物の新築等の許可の申請	申請の日
	河川法第27条第1項の規定による河川区域内の土地の形状の変更等の許可の申請	申請の日
	河川法第55条第1項の規定による河川保全区域内の土地の形状の変更等の許可の申請	申請の日
	砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条の規定による採取計画の認可の申請	申請の日
	環境影響評価法第15条の規定による準備書等の送付	送付の日
	東京都環境影響評価条例第48条の規定による評価書案等の提出	提出の日
	東京における自然の保護と回復に関する条例(平成12年東京都条例第216号)第47条第1項の規定による土地の形質を変更する行為の許可の申請	申請の日
	東京における自然の保護と回復に関する条例第48条第1項の規定による土地の形質を変更する行為の許可の申請	申請の日
	行為の着手	着手する日の30日前の日
	行為の着手	着手する日の30日前の日
条例第9条第2項第2号の屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 ^{たい}	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請	申請の日の30日前の日
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請	申請の日の30日前の日
	行為の着手	着手する日の30日前の日

別表第2（第11条）

行為の種類	景観計画の区域内において定められた地区及び地域	届出を要しない行為の規模
法第16条第1項第1号に規定する行為	大國魂神社・けやき並木周辺 景観形成推進地区（けやき並木通りに面する区域に限る。）	—
	国分寺崖線 ^{がいの} 景観形成推進地区	建築物基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第6号の建築物の高さ（以下この表において「建築物の高さ」という。）が10メートル未満で、同項第4号の延べ面積（以下この表において「延べ面積」という。）が1,000平方メートル未満のもの
	上記以外の地区及び地域	建築物の高さが20メートル未満で、延べ面積が3,000平方メートル未満のもの
法第16条第1項第3号に規定する行為	大國魂神社・けやき並木周辺 景観形成推進地区（けやき並木通りに面する区域に限る。）	都市計画法第4条第13項に規定する開発区域（以下この表において「開発区域」という。）の面積が500平方メートル未満のもの
	上記以外の地区及び地域	開発区域の面積が3,000平方メートル未満のもの
条例第9条第2項第1号に規定する行為	国分寺崖線 ^{がいの} 景観形成推進地区、府中崖線 ^{がいの} 景観形成推進地区及びその他（住宅地等）	施行する土地の区域の面積（以下この表において「造成面積」という。）が3,000平方メートル未満のもの
	上記以外の地区及び地域	すべてのもの
条例第9条第2項第2号に規定する行為	国分寺崖線 ^{がいの} 景観形成推進地区、府中崖線 ^{がいの} 景観形成推進地区及びその他（住宅地等）	造成面積が3,000平方メートル未満のもの
	上記以外の地区及び地域	すべてのもの
第11条第1項第1号に掲げる工作物の建設等	大國魂神社・けやき並木周辺 景観形成推進地区（けやき並木通りに面する区域に限る。）	—
	国分寺崖線 ^{がいの} 景観形成推進地区	工作物の地上に露出する部分の最高部と地盤面（建築物の上に築造される工作物（建築設備を除く。）にあつては当該工作物を設置する部分）との差（以下この表において「工作物の高さ」という。）が10メートル未満のもの
	上記以外の地区及び地域	工作物の高さが20メートル未満のもの
第11条第1項第2号に掲げる工作物の建設等	大國魂神社・けやき並木周辺 景観形成推進地区（けやき並木通りに面する区域に限る。）	—
	国分寺崖線 ^{がいの} 景観形成推進地区	工作物の高さが10メートル未満で、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第5号の築造面積（以下この表において「築造面積」という。）が1,000平方メートル未満のもの
	上記以外の地区及び地域	工作物の高さが20メートル未満で、築造面積が3,000平方メートル未満のもの

第 1 1 条 第 1 項 第 3 号 に 掲 げ る 工 作 物 の 建 設 等	大國魂神社・けやき並木周辺 景観形成推進地区(けやき並 木通りに面する区域に限る。)	—
	国分寺崖線 ^{がいの} 景観形成推進地区	工作物の高さが10メートル未満で、築造面積が 1,000平方メートル未満のもの
	上記以外の地区及び地域	工作物の高さが20メートル未満で、築造面積が 3,000平方メートル未満のもの
第 1 1 条 第 1 項 第 4 号 に 掲 げ る 工 作 物 の 建 設 等	国分寺崖線 ^{がいの} 景観形成推進地 区、府中崖線 ^{がいの} 景観形成推進地 区、浅間山周辺景観形成推進 地区、多摩川沿川景観形成推 進地区及びその他(住宅地等)	行為を行う区域の面積が3,000平方メートル未 満のもの
	上記以外の地区及び地域	すべてのもの